

地方自治法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	・例えば全員で10人のA区があるとし、うち5人だけ生産森林組合に加入していた場合、その5人だけで認可地縁団体を組織することができるのか。同じ集落に2つ以上の認可地縁団体ができた場合、混乱を招くことがあるのではないかな。 ・また、本規則が改正となったため、既に認可地縁団体になっている区が、再編成したいと申し出がでる場合があるのではないかな。	・認可地縁団体は、町又は字の区域等に住所を有する者により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に一つ存在するのが通常であると考えられますが、区域としてのまとまりや活動内容等、地域の事情を勘案しながら判断されるものと考えられます。 ・既にある認可地縁団体が解散し、区域が見直された上で改めて認可申請が行われた場合には、市町村長は地方自治法第260条の2第2項に定める必要な要件を満たしているかどうかを判断することとなります。	なし
2	・定型的な変更として適切な改正であると思われた。 なお、「生産森林組合が認可地縁団体に組織変更することができるようになったこと」はそう望ましい事とは思わないのであるが、森林事業に関わる認可地縁団体については、加入について、森林組合員の組合員と同じ様に規程を設ける事とするのが望ましいと思われた。	・生産森林組合の組合員たる資格については森林組合法第94条各号において規定されているところですが、認可地縁団体は、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(地方自治法第260条の2第1項)であり、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個尾人の加入を拒んではない(同条第7項)ことから、区域に住所を有することのほかに、条件を会員の資格として定めることは認められません。	なし